

1 基本方針

- 第64回全国植樹祭への参加者を「おもてなしの心でお出迎え」し、開催意義や理念を伝える機会とします。
- 全国植樹祭の運営には、市町村、林業関係団体、NPO法人及び各種ボランティア団体などの協力が不可欠であることから、実施については各団体の意向を踏まえ、しっかりと連携します。
- 「おもてなしの心でのお出迎え」は、観光関係者等と協力します。
- 参加者が安全・快適・清潔に過ごせるよう会場運営を行います。

2 招待計画

(1) 招待計画による招待者区分

- 招待者は「県外招待者」と「県内招待者」に区分します。
- 「県外招待者」は、公益社団法人国土緑化推進機構理事長と鳥取県知事との協議によって定める者、及び各都道府県知事の推薦による者とし、公益社団法人国土緑化推進機構会長と知事の連名で招待します。
- 「県内招待者」は、実行委員会会長の推薦による者、県内各市町村長の推薦による者、県民公募により選定する者とし、知事が招待します。

参加者区分		人数
県外招待者	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人国土緑化推進機構理事長と鳥取県知事との協議により定める者 ・各都道府県知事の推薦する者 	1,500人
県内招待者	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会長の推薦する者 ・鳥取県の市町村長が推薦する者 ・公募による一般県民 	3,500人
小計		5,000人
本部員・協力員	<ul style="list-style-type: none"> ・実施本部員、出演者、運営ボランティア等 	2,000人
合計		7,000人

(2) 運営上による参加者区分

○運営上の参加者区分は下記の通りとします。

区 分		人数	備 考
中央特別招待者①		30人	国務大臣、公益社団法人国土緑化推進機構会長、林野庁長官、鳥取県知事、県議会議長、次期開催県知事、開催市町長、公益社団法人国土緑化推進機構理事長 等
特別招待者	県外特別招待者	220人	県選出国會議員、中央官庁・団体関係者、緑化功労者、コンクール入賞者、都道府県知事及び議会議長 等
	県内特別招待者	200人	県議会議員、市町村長、緑化功労者、実行委員会委員 等
	小 計②	420人	
一般招待者	県外一般招待者	1,250人	各都道府県森林・林業関係者 等
	県内一般招待者	3,300人	県内の森林・林業関係者、 みどりの少年団の代表 及び県内公募による一般県民等
	小 計③	4,550人	
招待者小計(①+②+③)		5,000人	
本部員・協力員④		2,000人	実施本部員、出演者、運営ボランティア等
合計(①+②+③+④)		7,000人	

(3) 輸送及び植樹時間による招待者区分

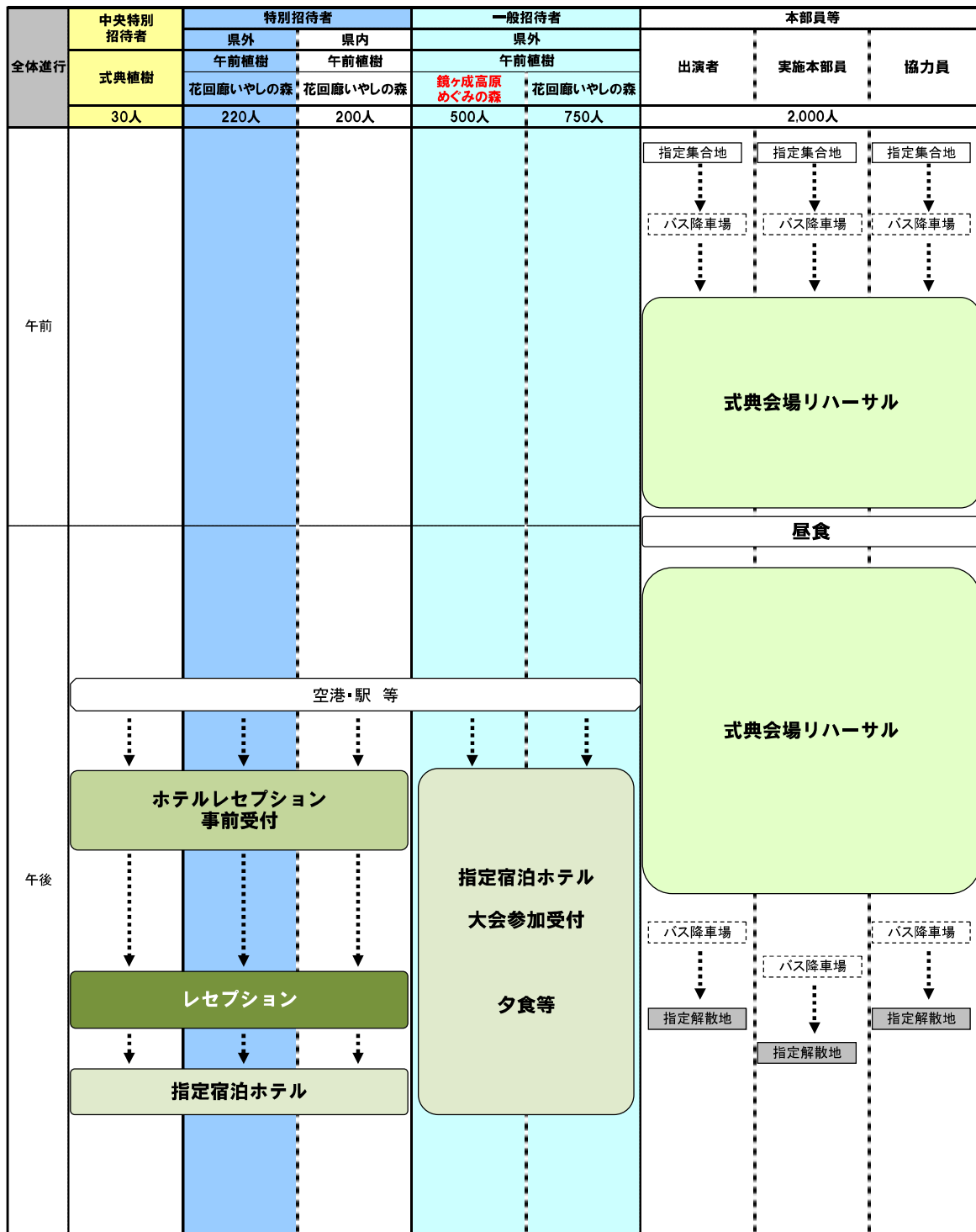
表の順番変更

区 分	人 数	植樹時間	移動方法
中央特別招待者	30人	式典中に植樹	乗用車
県外特別招待者、県外一般招待者	1,470人	式典前に植樹	バス
県内特別招待者	200人	式典前に植樹	バス
県内一般招待者	3,300人	式典前に植樹	バス
		式典後に植樹	バス

3 参加者行動計画



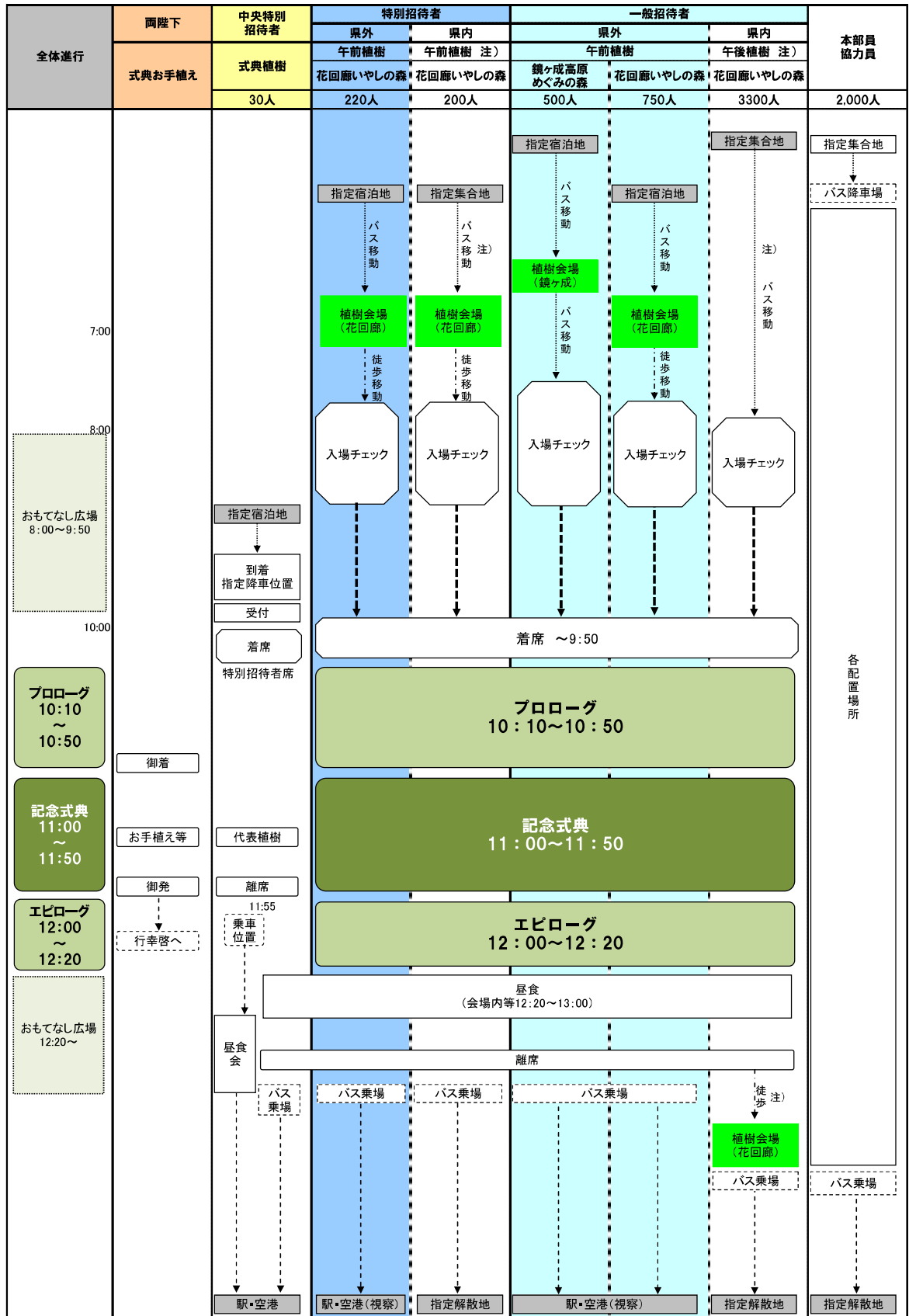
(1) 参加者行動表(前日)



※林業後継者大会への参加は一部の対象者のみとなります。

(2) 参加者行動表(当日)

注) 特別招待者(県内)、一般招待者(県内)の一部は、「鏡ヶ成高原めぐみの森」での午前植樹となります。



4 受付計画

(1) 全国植樹祭招待者受付

- 前日に宿泊する招待者は、**宿泊施設**到着時と当日バス乗車時に受付及びチェックを行います。
- 宿泊しない招待者は、当日バス乗車時に受付を行います。

① 前日受付

- 宿泊する中央特別招待者、特別招待者、県外一般招待者については、1回目の受付を行います。
- 2回目は、全国植樹祭当日、バス等に乗る前に行います。

区分	受付場所	受付時間	受付内容
中央特別招待者	宿泊施設	宿泊施設 到着時	<ul style="list-style-type: none"> ▪ルームキー配布 ▪記念品・大会用品の配布 ▪宿泊に関する説明 ▪レセプション参加の説明
特別招待者 県外一般招待者		宿泊施設 到着時	<ul style="list-style-type: none"> ▪案内状確認～名簿照会 ▪ルームキー配布 ▪記念品・大会用品の配布 ▪宿泊に関する説明 ▪翌日集合時間、場所等の説明 ▪レセプション参加者には、集合時間、場所等の説明を行う。

② 当日受付

- 全国植樹祭当日の受付は、**宿泊施設**や指定集合地で、バス等に乗車する前に行います。

区分	宿泊	受付場所	受付時間	受付内容
中央特別招待者	宿泊あり	会場受付	会場到着時	受付名簿確認後、胸章を 接伴員 に渡す。
県外特別招待者 県内特別招待者 (一部) 県外一般招待者		宿泊施設 バス乗場	宿舍出発前	バス乗車時、名簿を確認 する。 を
県内特別招待者 県内一般招待者	宿泊なし	指定集合 地	バス乗車時	付けるよう案内する。

- 式典会場入場時、入場チェックを行います。

区分	チェック場所	チェック時間	チェック内容
中央特別招待者 以外の招待者	式典会場入口	入場前	危険物のチェック

(2) レセプション受付

- ・前日に開催されるレセプションの受付は、下記により行います。

区分	受付場所	受付時間	受付内容
中央特別招待者 特別招待者	会場入口	会場入場前	名簿の確認、会場案内

※入場者のチェックも行います。

(3) 招待者に配布する記念品等

- ・全国植樹祭の開催理念や大会テーマ、鳥取県の自然や産業、観光資源、特産品等を全国に発信するため、記念品等を配布します。
- ・記念品の選定にあたっては、県産品の活用を図るとともに、遠方からの参加者の持ち帰りやすさに配慮します。

5 特別接伴・接遇計画

(1) 中央特別招待者対応

- 移動には原則として乗用車(借上車)を使用します。
- 中央特別招待者には実施本部員(中央特別参加者接遇班)が専属対応を行います。
- 前日は、出迎えからレセプション会場への案内、誘導、宿泊場所への案内など常時サポートします。
- 式典当日は、駅又は空港への出迎えから受付誘導、会場内の案内、植樹誘導、昼食案内、見送りまで常時サポートします。
- 中央特別招待者の行動が常時把握できる通信連絡体制にします。

(2) 特別招待者対応

- 移動には原則としてバスを使用します。
- 特別招待者用バスには1台当たり2名の実施本部員(特別招待者接遇班)が添乗対応します。
- レセプションに参加する特別招待者については、別途指定する集合場所への出迎えからレセプション受付、会場内の案内、宿泊場所への案内など常時サポートします。
- 式典当日は、出迎えから受付誘導、会場内の案内、植樹誘導、昼食案内、指定集合地への見送りまで常時サポートします。

6 作品御覧・レセプション

(1) 作品御覧



○緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクールの優秀作品及び第64回全国植樹祭ポスター原画作品を展示し、天皇皇后両陛下に御覧いただきます。

- 〔主 催〕 公益社団法人国土緑化推進機構 鳥取県
- 〔開催日時〕 平成25年5月25日(土曜日)
- 〔会 場〕 両陛下の宿泊施設内
- 〔招待者〕 緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール入賞者(6名)
第64回全国植樹祭ポスター原画作者(1名)

(2) レセプション

○天皇皇后両陛下のご臨席を賜り、第64回全国植樹祭の開催県として、招待者の来訪を歓迎懇親を深める場とします。

- 〔主 催〕 鳥取県
- 〔開催日時〕 平成25年5月25日(土曜日)
- 〔会 場〕 両陛下の宿泊施設内
- 〔出席者〕 350名程度
 - ・中央特別招待者
(国務大臣、次期開催県知事・開催市長、
公益社団法人国土緑化推進機構理事長等)
 - ・県外特別招待者(緑化功労者、代表表彰者、県選出国會議員)
 - ・県内特別招待者(緑化功労者、県議會議員、市町村長、実行委員会委員等)

〔レセプション日程〕

日程
(1) 招待者受付
(2) 招待者レセプション会場入場
(3) 進行説明(司会者)
(4) 天皇皇后両陛下レセプション会場御到着
(5) 御臨席
(6) 開宴
(7) 主催者あいさつ(鳥取県知事)
(8) 乾杯(大会会長)
(9) 御歓談
(10) 天皇皇后両陛下会場御出発
(11) 歓談
(12) 閉宴
(13) 招待者退場

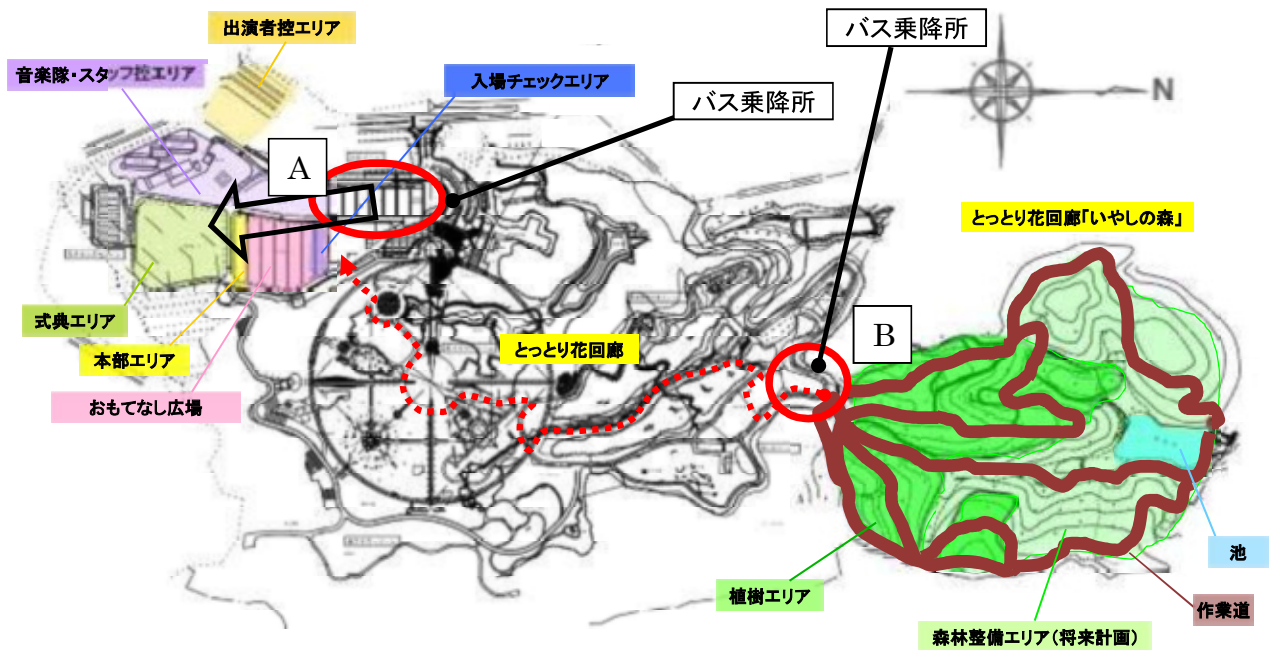


7 会場内動線計画

詳細動線決定後に修正

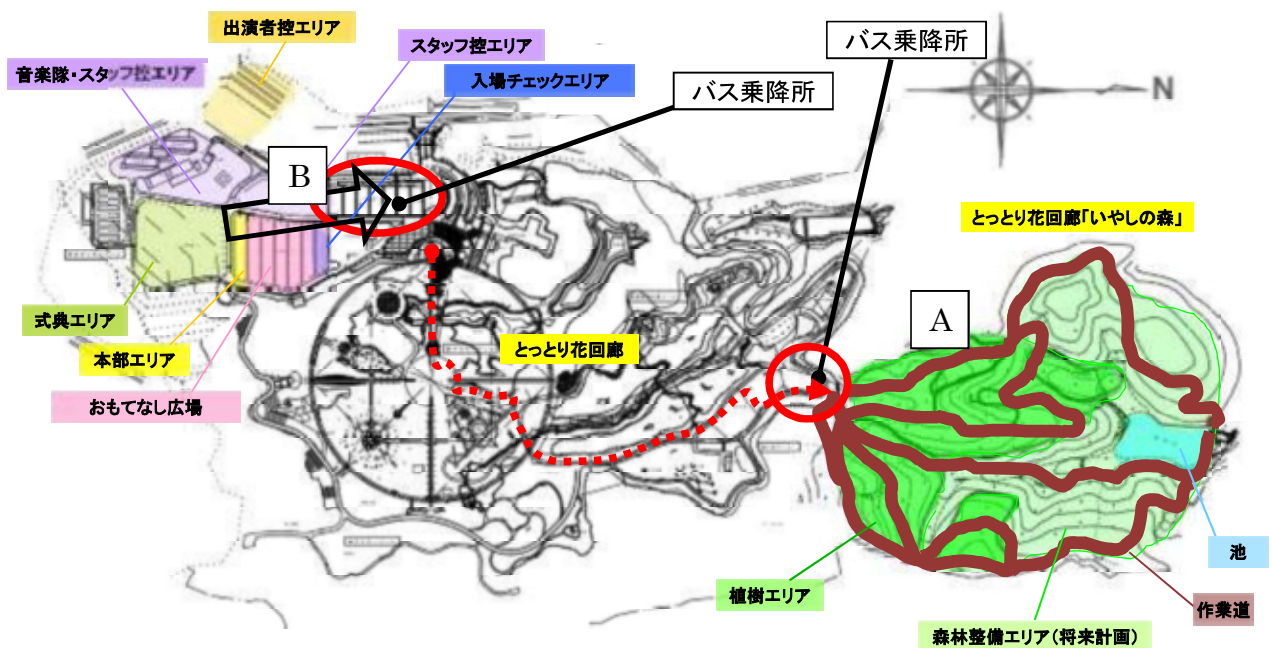
(1) 午前

- A(午後植樹): 植樹祭会場到着から式典会場まで
- B(午前植樹): 植樹会場到着から植樹、その後式典会場へ



(2) 午後

- A(午後植樹): 式典会場から植樹会場へ
- B(午前植樹): 式典会場から出発まで



※植樹(花回廊)会場と式典会場の徒歩移動について、車イスでの参加の方については、別途移動方法について配慮する予定です。

※招待者動線に関しては今後の調整にて決定いたします。

8 会場おもてなし計画

(1) 会場内のおもてなし

- 式典会場と隣接しておもてなし広場を設置します。招待者が安心・安全・快適に利用できるよう、総合案内所や、湯茶接待所、救護所、仮設トイレなどを整備します。
- 鳥取県の森林づくり活動や観光、県産品等を招待者に広くPRするため、各種展示コーナーや観光案内所、物産販売の専用ブースなどを関係団体の協力により運営します。
- 体験型のイベントを開催し、鳥取県の人々と県外からの来場者とのふれあいを創出します。
- おもてなしステージでは、鳥取県を代表する歌や踊りの賑やかな演目を実施します。
- 湯茶接待コーナーを「お招き茶屋」とネーミングし、鳥取のお菓子とお茶でおもてなしします。
- おもてなし広場の運営にあたっては、出展者等との協力により、廃棄物の減量化に取り組むとともに、飲食物の提供において環境に配慮した容器を使用するなど、環境に優しい運営に努めます。
- 地域の観光ガイドや地元の大学生などのボランティアにも参加いただき、鳥取県らしい運営を行います。
- 特に県外招待者については、おもてなし広場への滞在時間が十分確保できるよう、輸送計画などを工夫して対応します。

区分	施設名	内容
式典会場 (おもてなし広場)	総合案内所	参加者に対する各種案内・情報提供、案内誘導、各種パンフレットの配布、遺失・拾得物の管理
	おもてなしステージ	歌や踊り、郷土芸能等の披露
	湯茶接待所(お招き茶屋)	参加者に湯茶、ミネラルウォーター、お菓子等を提供
	販売コーナー	鳥取県の特産品や飲食物等を販売
	展示コーナー	鳥取県の森林、林業、観光等について展示紹介
	臨時郵便局	記念切手の販売と郵便、宅配サービス
	救護所	参加者の体調管理・救護
	休憩テント	休憩用のテントを設置
植樹会場	案内所・簡易救護所	参加者に対する各種案内・情報提供・応急処置

〔おもてなし広場施設例〕



販売コーナー



総合案内所



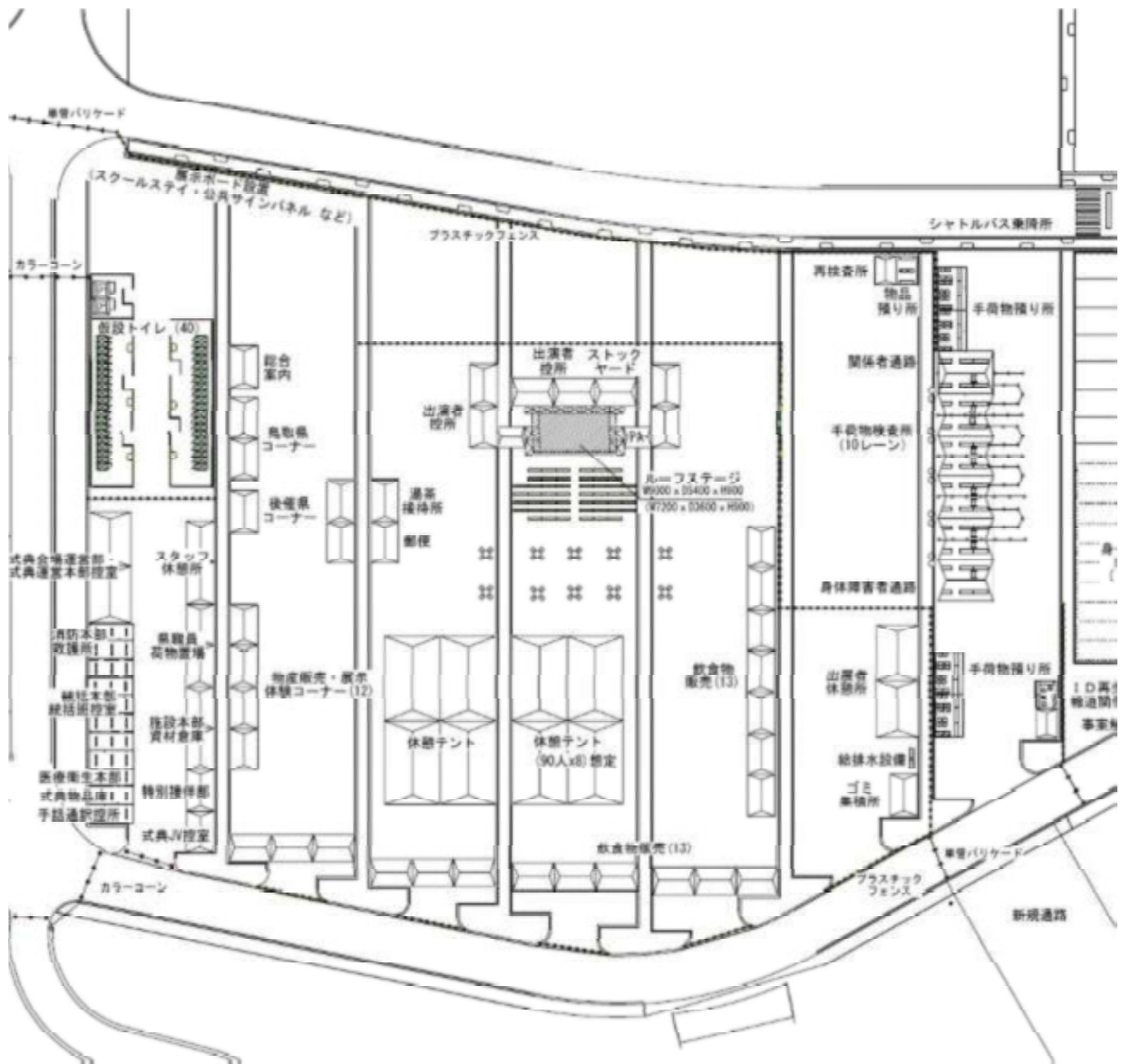
ドリンクコーナー

(2) 会場外でのおもてなし

- 米子駅前のだんだん広場でのおもてなしブースなど、県外招待者や一般の方も楽しめる場を設けます。



おもてなし広場
 詳細内容決定後に修正



9 昼食計画



(1) 昼食会での会食

○中央特別招待者の一部は、式典会場外に別途設ける会場において催される昼食会に参加していただきます。

(2) 弁当による昼食

○弁当の内容等

・鳥取県産食材を盛り込み鳥取らしさを実感できる内容にし、「食のみやこ鳥取県」を広くPRします。

【弁当の愛称】 「食のみやこ鳥取県 森のめぐみ弁当」

【主な内容】 ・鳥取県西部の郷土料理「いただき」

・「蟹ちらし寿司」

・「大山鶏の照り焼き」など

○弁当の製造、輸送、保管、配布は、衛生・安全面に十分配慮します。

○弁当調製業者の選定に当たっては、製造能力及び運搬時間等を考慮し、弁当の輸送及び保管は保冷車を使用します。

○弁当の容器、包装素材等は環境に配慮したものを使用し、弁当の空き箱等は、回収してリサイクル処理します。

○弁当の配付場所及び配付時刻は、原則として下表のとおりとします。弁当の配付方法は当日の天候に応じて判断し、円滑かつ安全に弁当の提供ができるよう準備します。

運営上の参加者区分	天候良好時の 弁当配布・喫食場所	悪天候時の 弁当配布・喫食場所	弁当配布時刻
中央特別招待者 (昼食会参加者を除く)	式典エリア (中央特別招待者席)	ハイヤー等車内	エピローグ終了後 (12:20～)
特別招待者	式典エリア (特別招待者席)	計画輸送バス車内	エピローグ終了後 (12:20～)
一般招待者	式典エリア (一般招待者席)	計画輸送バス車内	エピローグ終了後 (12:20～)
出演者等	出演者控えテント等	出演者控えエリア等	随時
実施本部員	本部等エリア等	本部等エリア等	随時
協力員	スタッフ控エリア等	スタッフ控エリア等	随時

10 医療・衛生計画

(1) 医療救護所の設置

- 式典会場及び植樹会場に救護所を設置し、傷病者の医療救護を行います。
- 救護所には、医薬品や休憩用ベッド等を備えます。
- 消防署や近隣の医療関係機関の協力を得て、緊急の場合の輸送・受け入れ体制を整えます。

	会場	対応内容
式典リハーサル 総合リハーサル	式典会場	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所：1カ所設置（保健師2名配置） ・救急体制として鳥取県西部広域行政管理組合消防局に通常体制での協力を要請
前日リハーサル	式典会場	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所：1カ所設置（医師1名、保健師1名配置） ・救急体制として鳥取県西部広域行政管理組合消防局に通常体制での協力を要請
記念式典当日	式典会場	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所：2カ所設置（医師2名、保健師2名配置） ・救急体制として鳥取県西部広域行政管理組合消防局に救急車の式典会場への派遣を要請
	植樹会場 ・いやしの森 ・めぐみの森	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所：1カ所設置（医師1名、保健師1名配置） ・救急体制として鳥取県西部広域行政管理組合消防局に通常体制での協力を要請

(2) 衛生対策

- 保健所等の協力を得て、食品衛生や環境衛生について、関係機関と協議を行い、衛生対策体制を整備します。
- 食の安全を期すため、弁当業者や宿泊施設、会場内の食品提供施設などの指導を徹底します。
- 飲料等により発生する廃棄物の適切な処理を行い、式典会場及び周辺環境美化に努めます。

11 消防・防災・警備計画

- 参加者の安全を確保し、安心して参加できるようにします。
- 消防防災部門と警備部門の連携を密にし、消防署、消防団、警察その他関係機関との協力体制を築きます。
- 特に危機管理については、責任者を明確にし、迅速な初期対応ができるようマニュアル等を作成し研修を行います。

(1) 消防・防災

- 実施本部の消防防災班が中心となり、異常の早期発見・通報に努めます。
- 会場内は、喫煙所以外はすべて禁煙とし、主要施設には消火器を設置します。
- おもてなし広場等の火気使用についても管理を徹底します。
- 情報の伝達は、混乱を生じさせないように、参加者に対するルートと実施本部員・協力員等のルートに分けて適切に行い、参加者全員が安全に避難できる体制を整えます。
- 避難については、避難計画を策定し、実施本部員への周知徹底を図るとともに、避難訓練を行い非常時に備えます。



① 実施体制

実施本部の消防防災・警備班が中心となり、本部員や協力員等が連携して以上の早期発見・通報に努め、火災及び災害発生時には、速やかに必要な処置を講じることができるよう、緊急体制を整備します。

② 実施期間

消防防災実施期間ならびに重点期間の2段階を設定し、徹底した指導と防止策を講じます。

- 消防防災実施期間: 植樹祭開催一か月前から植樹祭終了まで
- 消防防災重点期間: 植樹祭期間中

③ 業務内容

実施期間	県	関係市町・消防本部
消防防災実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 消防機関への火災予防体制の協力要請 ▪ 消防機関への緊急避難及び救急救助体制の協力要請 ▪ 関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 消防防災実施計画書の作成 ▪ 植樹祭関連施設及び宿泊施設確立設の予防査察の実施 ▪ 火災等災害出動態勢の確立
消防防災重点期間	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 火災時の災害通報、関係機関への連絡 ▪ 気象情報の収集、関係機関への連絡 ▪ 消防防災の状況把握 ▪ 関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 植樹祭関連施設及び宿泊施設の防火防災の指導 ▪ 式典会場への緊急車両の配備 ▪ 消防機械器具及び水利等の点検整備 ▪ 火災の警戒、避難誘導 ▪ 県及び関係機関への連絡調整

(2) 警 備

- 会場内の事件事故を防止し、円滑な運営を図るため、警察等関係機関と協力して警備を実施します。
- 当日は、警備員、会場警備班および協力員を配置して、警備や車両の整理、招待者の誘導を行います。
- 式典会場入場ゲートでは、金属探知機等による持ち物検査や入場者の確認を行います。
- 式典会場、植樹会場、駐車場等では、式典使用物品等の搬入後、夜間も含め、監視・巡回警備等を行います。



①実施体制

実施本部員から構成される消防防災・警備班のもと、専門の警備員が協力して警備を実施します。

②実施期間

警備実施期間ならびに重点期間の2段階を設定し、万全の対策を講じます。

- ・警備実施期間: 植樹祭開催の数日前から植樹祭終了まで
- ・警備重点期間: 植樹祭期間中

③業務内容

実施期間	目的	対策
警備実施期間	施設・備品の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・式典会場及び植樹会場では、施設・備品等の引渡し、搬入から植樹祭当日まで、専門の警備員による会場の夜間巡回警備を行います。
警備重点期間	雑踏事故対策	<ul style="list-style-type: none"> ・式典会場及び植樹会場では、雑踏事故防止のために会場内の要所に専門の警備員及び実施本部員を配置します。また、入場チェックエリアや招待者動線での滞留が起こらないように、実施本部員等が拡声器等で適切な招待者誘導を行います。
	交通警備	<ul style="list-style-type: none"> ・式典会場及び植樹会場周辺の主要ルートには、専門の警備員または実施本部員を配置し、歩行者の安全確保を行います。 ・すべての関係車両に大会関係車両証の掲示を義務付け、不審車両を排除します。
	式典中の自主警備	<ul style="list-style-type: none"> ・式典会場内の招待者席付近を中心に実施本部員を配置し、妨害行為の防止等会場内の秩序維持に努め、円滑な式典運営を実施します。 ・また事案発生時には、県警と連携しながら、適切な警備を行います。
	立ち入り禁止区域の設定及び進入防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・式典会場内の実施本部エリア、出演者控所エリア、音楽隊エリア等を招待者の立ち入り禁止区域に設定し、実施本部員の配置・誘導、ローピング、サイン設置等により侵入防止対策を講じます。



(3) 入場チェック計画

○植樹祭当日に会場へ入場する者は、あらかじめ指定された義務づけます。

の着用を

○招待者の手荷物については、指定された透明小袋に入れての持ち込みを原則とします。

○凶器として使用されるおそれのある物品については、持ち込みを禁止します。

【入場管理の流れ】

